

地域産業委員会	
令和3年8月13日	
産業経済部	資料14番
所管	産業振興課

大田区産業プラザ指定管理者候補者選定について

1 選定の趣旨

大田区産業プラザは、大田区産業の環境基盤を整備し、その活性化を図り、併せて産業活動を担う勤労者の福祉向上に寄与するため、設置している。

同施設のホールや会議室などの貸館部分については、指定管理者による運営を行っており、令和4年3月31日に指定期間が満了となるため、新たに指定管理者を選定する。

2 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間（予定）

3 選定方式

特命指定方式により審査する。

4 審査対象

公益財団法人大田区産業振興協会

5 理由

公益財団法人大田区産業振興協会は、大田区産業の環境を整備し、その活性化を図るための産業振興事業や勤労者福祉事業を展開することにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的に設立された団体であり、区内産業団体と密接な関わりを持っている。

区は、同協会設立の際に出捐するとともに、当該施設の設置当初からその管理運営を委託し、平成18年度からは、同協会を指定管理者に指定している。

施設の設置目的と同協会が設立された目的とが合致しており、引き続き同協会が施設の管理運営を行うことが合理的であると考えため。

6 審査スケジュール

令和3年9月、大田区産業プラザ指定管理者候補者審査委員会にて審査する。